

令和6年 第9回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年9月5日（木） 午前9時00分～9時35分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（32人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝 欠席	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄 欠席	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫 欠席	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正 欠席
11	中村 康則	24	前田 達雄 欠席	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（5人）

4番 大串 勝 7番 土井哲夫 18番 香月幸雄 24番 前田達雄
36番 片渕秋正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第10回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和6年10月7日（月）9時00分
場所 白石町役場 3階大会議室
- 2 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
日時 令和6年9月11日（水）13時30分～16時00分

場所 鹿島市民文化ホール

バス乗降場所 白石町役場（東入口前） 12時30分出発

有明公民館 12時45分出発

3 その他

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳彦
	農地農政係	前山仁美

7 その他出席職員

なし

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和 6 年 9 月第 9 回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、4 番 大串勝委員、7 番 土井哲夫委員、18 番 香月幸雄委員、24 番 前田達雄委員、36 番 片渕秋正委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 32 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、26 番 池上勝文委員、28 番 藤井啓二委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 133 ～ 134 号 =

議長 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 133 号と議案番号第 134 号は関連議案ですので、一括して審議を行います。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 133 号及び 134 号は、農地の交換のため一括して説明いたします。議案書は 1 ページです。

権利の種類は、所有権移転、交換です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望による交換です。

議案の位置図は、1 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 27 日に 36 番の〇〇委員及び事務局と現地確認を行います。

した。

今回の申請は、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換です。

両名とも法人に加入されており、〇〇氏は米、麦、大豆を、〇〇氏は米、麦、大豆、レタス、スイートコーンなどを栽培されています。

両名とも、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。面積が少し違うのですが、その調整はどうされましたか。

事務局 面積の件についてですが、交換については、該当する農地価格の 2 割以内だったら交換ができるということになっています。差額については、お互いの話し合いの中で、そのまま聞いております。

〇番 はい、分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 133 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 133 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に、議案番号第 134 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 134 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 135 号＝

議長 続きますして、2「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題とします。議案番号第135号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第135号、権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地・譲渡人・譲受人については、議案書のとおりです。

本件は、義理の姉から弟への売買ということで、本年4月の総会において承認をいただいたものになります。

申請の事由は、農業経営の規模縮小を検討しており、売買ではなく賃貸借で耕作したいとの理由によるものです。

議案の位置図は、5ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第135号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第135号は申請どおり当委員会において許可を取消すことに決定します。

＝議案番号第 136 号＝

議長 続きますして、3「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第136号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第136号、議案書2ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申

請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 9 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路、庭の一部にするための申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 136 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 137 号 ＝

議長 続きまして、4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 137 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 137 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としまして、①は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、②は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

す。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 8 月 21 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は建材の販売、運搬を行っており、事業拡大のため申請地を駐車場として整備する申請をなされたものです。

周辺は譲受人の所有地で、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 売買価格を教えてください。

事務局 土地代全部含めて、○○円だと聞いております。

○番 ありがとうございます。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 137 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 続きまして、5「令和6年白石町農用地利用集積計画(9号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第138号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第138号の「農用地利用集積計画(9号)について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は7件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページに相対での設定が7件、3ページから6ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が48件、合わせて55件の計画が提出されており、賃借権設定が51件、使用貸借権設定が4件となっております。

区分の内訳として新規が46件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが11件ありました。再設定は9件でした。

今回の利用権の総面積は254,222㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが7件、農地中間管理機構によるものが48件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は14件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の各要件を満たすものとして55件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず所有権移転について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第138号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第138号、所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員、○番 ○○委員の退室をお願いいたします。

(委員退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、3 ページの整理番号 1 番及び整理番号 2 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 138 号、利用権設定のうち、3 ページの整理番号 1 番及び整理番号 2 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。○○委員、○○委員の入室を許可します。

(委員入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 138 号、利用権設定のうち、3 ページの整理番号 1 番及び整理番号 2 番以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 139 ～ 145 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 139 号から 145 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 139 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、内堤の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 140 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、太原下の〇〇さんです。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 141 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、遠江搦の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 142 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東区の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 4 ページ、議案番号第 143 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、21 ページから 22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 144 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 4B の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 145 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、25 ページから 26 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 139 号から 145 号でした。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 139 号から 145 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 139 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 140 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 141 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 142 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 143 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 144 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 139 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 140 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 141 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 142 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 143 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 144 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 145 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

であっせん委員をよろしくお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和6年 第10回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和6年10月7日(月)9時00分

場所 : 白石町役場 3階大会議室

2 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

日時 令和6年9月11日(水)13時30分～16時00分

場所 鹿島市民文化ホール

バス乗降場所 白石町役場(東入口前)12時30分出発

有明公民館 12時45分出発

3 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時35分